

**総務常任委員会
視察研修報告**

視察日

平成 26 年 11 月 20 日～21 日

視察先

・福島市内

除染情報プラザ

福島ガス

北幹線第 2 双葉町仮設住宅

住宅

・南相馬市内

小高地区

視察目的

・東日本大震災から 3 年 8 カ月復興の状況について

視察内容

除染情報プラザで、放射線の知識、放射線の影響、原発事故により放射能汚染が起きた福島県の地域の状況、除染の進捗状況の説明を受けました。

福島ガスでは、ライフライン（都市ガス）震災発生時の安全対策と防災対策に

ついて、また、東日本大震災では県内のライフラインに大きな被害のあった状況や復旧復興の取り組みについて説明を受けました。災害後すぐに対策本部を立ち上げ、ガス漏えい防止や供給対応、災害をどう乗り切ったのか復旧が完了するまでの道のりと、会社独自の災害時の社員体制と対応当時の災害を経験し社として取り組んだこと、例えば備蓄について、緊急時の社員の配備体制と危機管理の共有、健康管理、多くの企業との協働意識と支援協定等を学びました。



双葉町仮設住宅

次に双葉町住民の仮設住宅を訪問し、双葉町生活支

援委員課の職員の方から双葉町における被災の現状と復興への課題について説明を受けました。また、仮設住宅のつくり、居住者の状況や生活等について見学をし、改めて当時の生活を取り戻すことのできない苦悩ともどかしさを現場から感じました。

最後の研修として、現地ボランティアさんの案内で、南相馬市の小高地区を中心に現地の除染状況や当時の津波によって流されて更地となった集落跡地などを視察し、当時の津波の恐ろしさや自分たちが戻れないむなしさなどをお聞きし、自然の恐ろしさと人的災害の後悔などを実感しました。

全体を通して、東日本大震災による津波や原発事故による被害から 3 年 8 カ月がたった今でも当時の幸せな生活を取り戻すことのできない被災地の方々の生活や荒れ果てた現地の状態をまざまざと感じました。帰

路途中福島第 1 原発事故後、通行規制が続いていた福島県富岡町から双葉町間の国道 6 号（14・1 キロメートル）が、9 月 15 日午前 0 時に自由通行に移行しました。帰還困難区域を走る区間の規制解除で、3 年半ぶりに全線通行が可能になりました。開通により、主に工事車両が多く通過していく中、一部帰宅困難地域を通過し、ゴーストタウンとも思える風景と現在でも線量が多少高め地域を通過したとき、放射線の恐ろしさを感じました。この研修から忘れかけていた被災地の苦悩と現実、割り切れない思いを、これから時がたち開発が進むことで忘れ去り、さらには、「まだまだ先」という安心感が多くの悲しみを生みました。これを踏まえて、二度と悲しみを繰り返さないためには、何とか風化させないで、震災に備えていく必要性を伝えていきたいと感じました。